

コーチング契約書

契約締結日：2025 年__月__日

契約当事者

甲（発注者）

代表者氏名：_____

乙（受注者）

事業者名：COACHING COMPANY DREAM STAR

代表者：川井 利之

所在地：奈良県宇陀市

第 1 条（契約の目的）

甲は乙に対し、甲の目標達成に関するコーチングサービス、脳機能学を用いた情報空間共有によるマインドセット変革、古武術的身体脳の体得支援等の包括的なコーチング業務を委託し、乙はこれを受託する。

第 2 条（サービスプラン）

本契約において、甲が選択するサービスプランは以下の通りとする。

選択プラン
プラン名：_____

※ 具体的なサービス内容の詳細は、別紙「サービス詳細書」に記載する。

第 3 条（サポート体制）

乙は、選択されたプランに基づき、甲に対して適切なコーチングサービスを提供する。具体的なサービス内容および提供方法については、別紙「サービス詳細書」に記載する。

第 4 条（契約期間）

- 契約開始日：2025 年__月__日
- 契約終了日：2026 年__月__日
- 契約期間満了の 2 ヶ月前までに、いずれかから契約終了の申し出がない場合は、同条件で 1 年間自動更新される。

第 5 条（契約金額および支払条件）

項目	金額
----	----

月額サポート費用	_____円（税別）
年間契約総額	_____円（税別）
消費税込み年間総額	_____円（税込）
支払方法	契約締結時にお支払いいただく
追加業務	別途見積りの上、双方協議により決定

分割決済の相談などは、別途契約書に基づいて締結することとする。

第 6 条（成果物の帰属）

本契約に基づき提供されたコーチングサービスに関連する資料・教材等の著作権その他の知的財産権は、甲に帰属するものとする。ただし、乙が従前から保有していた知的財産権および汎用的な技術・ノウハウについてはこの限りではない。

第 7 条（秘密保持）

1. 甲および乙は、本契約の履行に際して知り得た相手方の機密情報（個人情報、経営情報、技術情報等）を、相手方の事前の書面による承諾なく第三者に開示してはならない。
2. 本条の規定は、本契約終了後も 3 年間有効とする。

第 8 条（返金・キャンセルポリシー）

1. 本サービスはコーチング・コンサルティングを含む専門的なサービスであり、契約成立後の返金・キャンセルは一切お受けしていません。
2. 契約前に不明点がございましたら、必ず事前にご相談ください。お互いの信頼関係を大切に、安心してご契約いただけるよう誠実に対応いたします。
3. 甲は、本条の内容を十分に理解し、同意の上で本契約を締結することを確認する。
4. ただし、乙が本契約に定める業務を履行しない等、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害が生じた場合は、第 10 条（損害賠償）の定めに従うものとする。

第 9 条（契約の解除）

1. 甲または乙は、相手方が本契約に違反し、書面による催告後 30 日以内に是正されない場合、本契約を解除することができる。
2. 甲または乙は、1 ヶ月前の書面通知により本契約を中途解約することができる。この場合、違約金等は発生しないが、第 8 条に定める通り、既に支払われた契約金の返金が行わない。

第 10 条（損害賠償）

甲または乙は、本契約に違反して相手方に損害を与えた場合、その損害を賠償する責任を負う。ただし、賠償額の上限は月額サポート費用の 6 ヶ月分とする。ただし、故意または重過失による場合はこの限りではない。

第 11 条（免責事項）

1. 乙は、天災地変、通信回線の障害、その他乙の責に帰すべからざる事由によりサービス提供ができない場合、その責任を負わない。
2. 本契約による目標達成・成果の実現を保証するものではなく、クライアントの取り組み姿勢、環境要因等により結果が変動する可能性があることを甲は了承する。

第 12 条（再委託）

乙は、甲の事前承諾を得た場合に限り、業務の一部を第三者に再委託することができる。この場合、乙は再委託先の行為について一切の責任を負う。

第 13 条（協議事項）

本契約に定めのない事項または本契約の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議の上、解決するものとする。

第 14 条（管轄裁判所）

本契約に関する紛争については、乙の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

上記の内容で契約を締結したことを証するため、本契約書を 2 通作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

甲：

代表者氏名： _____ 印

乙：

事業者名： COACHING COMPANY DREAM STAR

代表者： 川井 利之 印